

山形由美子議員の総務生活委員会行政調査への欠席に対する  
反省および委員派遣の理解を求める決議

山形由美子議員は、5月23日から25日までに実施した総務生活委員会行政調査を欠席した。総務生活委員会は、長崎市の空家対策および雲仙市の定住促進奨励事業といった本市にとって大変参考になる施策を調査してきた。総務生活委員会においては、調査の案件および場所の選定を協議し、正副委員長に一任をしておき、その後、正副委員長で打ち合わせを重ね、空家対策の先進地である長崎市および特色ある定住促進施策を展開する雲仙市を選定し、後日全委員に通知したところである。

本市における委員会行政調査時の委員派遣は委員全員が同一の日時、場所、目的で行うことが通例であり、公務であることから正当な理由がある場合を除き、欠席はできないところである。委員派遣の決定権は委員長ではなく委員会にあり、山形議員は基本的な考え方を再認識する必要があると考える。

6月19日に開催された総務生活委員会において、本人に欠席の理由を再確認したところ、理由に正当性があるとは認められず、議員としての責任と義務を全うしておらず、多数の委員が不適切な行動であると認定した。

よって、ひたちなか市議会は山形由美子議員に対し反省を求めるとともに、委員派遣を十分に理解するよう求める。

以上、決議する。

平成29年6月21日

ひたちなか市議会